

## 嬰児殺か過失致死か？

——19世紀末 Napoli の刑事裁判資料を読む——

小 谷 真 男

"Colonus ergo fur." (「小作農、ゆえに盗っ人」)

### 1 素材とテーマ

Napoli 市の北端に Chiaiano (キャイアーノ) という地区がある。1926年に Napoli 市に併合されるまでは、小さなながらも一応は独立のコムーネだったところである。ごく最近オープンした Napoli 旧市街の Piazza Dante 駅から、Vomero 地区を周回して北へと延びる地下鉄が、今では Chiaiano と市中心部との行き来の主たる手段になっている。

本稿の素材は、この Chiaiano で今から約 100 年ほど前に起きた、ある「子殺し事件」の陪審裁判記録である（国立 Napoli 古文書館所蔵）。計百数十葉に及ぶ一件書類（Archivio di Stato di Napoli, Tribunale penale di Napoli: processi penali 1901, fascio 16-fascicolo 724）は、予審調書（vol. I）・証人供述録（vol. II）・公判手続文書（vol. III）という 3 つのファイルから構成され、別に判決文（Corti d'assise della Corte d'appello di Napoli: serie sentenze n.124, pp.119-120）がある。

事件の概要は、Chiaiano に住む若い娘 Silvia が「自らの名誉(onore)を守るために嬰児殺(infanticidio)」（刑法典§ 369）の容疑で逮捕され、Napoli 重罪院に起訴されたが、陪審団は殺意を否定して「過失致死(omicidio colposo) で有罪、但し減輕情状あり」という票決を下し、恩赦令による減刑もあって、結局 3 年 2 ヶ月の軽懲役(detenzione)と罰金という有罪判決となり、そのまま上訴されずに確定した、というものである。刑法典§ 369 とは、“自分自身または妻・母・女性卑属・養娘・姉妹の名誉を守るために、殺害する意図をもって、まだ身分登録簿に記載されておらず生後 5 日以内の嬰児の死を引き起こした者は、3 年から 12 年までの軽懲役に処する”という規定であった。

本論考は、イタリア近代の生活世界における〈名誉 (onore)〉の法文化と国家法との輻輳的関係を探究するという研究プロジェクトの一環をなす。しかし、その目的のために、ここでは、例えばこのような個別的事案をあれこれ穿鑿しつつ法空間全体を遠望しようという、「管中より豹を窺い時に一班を見る」的な方法を、意識的に採用する。

〈名誉〉の法文化に関する実定法の枠組みと方法論の提示については「イタリア刑法史における〈名誉の事由〉：1889-1981—〈生活法学〉の構想のために」（お茶の水女子大学『人文科学紀要』vol.54、2001年：以下「構想」）、陪審裁判ケース分析 2 例として「Maria Rosa 奇譚—19世紀末 Napoli の法空間」（同 vol.56、2003年：以下「Maria Rosa」）および「Vesuvio の 3 人の農婦たち—20世紀初頭 Napoli の法過程」（同 vol.57、2004年：以下「Vesuvio」）、また“名誉の事由 (causa di onore)”に関する伊・仏・独・西の比較法史的検討をおこなった「西欧近代における〈名誉コード〉と〈刑罰コード〉—家族と国家の比較法社会史へ」（比較家族史学会監修、田中真砂子ほか編『国民国家と家族・個人』早稲田大学出版部、forthcoming、所収）を、それぞれ参照されたい。

この事案の特徴は、まず、**嬰児殺罪**で起訴されながら陪審票決によって**過失致死罪**で有罪という結果に終わったことがある。また、被告人の Silvia が Napoli 郊外の農園地帯に住む中産階級に属する娘だったことも、Napoli 市内の庶民階層に属する既婚女性の数奇な運命を追跡した「Maria Rosa」のケースや、Vesuvio 火山の麓で暮らす平凡な農婦たち 3 人が被告人となった「Vesuvio」のケースとは異なる。さらに、のべ 27 件にのぼる証人供述録ファイル (vol. II) からは、**ジェンダーと出自**によって構造化されたローカルな法空間を浮かび上がらせることができる。最後に、本件の予審手続記録は、**ローカルな公安秩序の fine structure 解析**という点においても特異的情報を提供する。ケース・スタディ第 3 号のために、本件が選び取られた所以である。

## 2 事件の概要

1900 年 5 月 2 日の朝 8 時頃、Chiaiano の中心街区をアーチ状に走る Arco di Polvica 通りの「Serino の給水栓 (fontanina)」に水を汲みにきた近所の女たちが、道ばたで野良犬たちが何か肉片を齧っているのを目撃した。よく見ると、それは切断された新生児の頭部だった。女たちのひとりの夫は、Gaetano Maselli という「農園警備隊員 (guardia campestre : 後述参照)」に「事件」を通報した。現場に駆け付けた Gaetano は、頭蓋を確認すると、同僚 2 人に残りの部位の搜索を頼んで、副市長と助役に報告。他方で別の隊員が Chiaiano 駐在のカラビニエーリ (carabinieri : 公安警察活動に任に当る軍組織) のもとへ走った。

事件を受理したカラビニエーリ 3 名は、直ちに隣町 Marano の区裁判所 (pretura) に捜査指揮を要請するとともに、現場へと急行。彼らによってあらためて確認された後、頭蓋は Gaetano が現場から Chiaiano 市庁舎へと運び、市嘱託監察医 (medico condotto) に委ねられた。やや遅れて現場に到着した Marano の区法務官 (pretore) Vincenzo Paduano の指揮のもとで、およそ 10 時には、カラビニエーリや農園警備



図 1 Arco di Polvica 通り（左下に小さく給水栓が見える）(2004. 7. 31. 筆者撮影)

隊員たちによる周辺の捜索が本格的に始まる。まもなく「Serino の給水栓」すぐ近く、「口ヒゲ男 (mustacchione)」と呼ばれていた日雇い農夫 (bracciante) の Vincenzo Morra が賃借りしていた家の庭で、一匹の犬が新生児の胸郭右側部を発見。その後、区法務官 Paduano が現場を引き上げ Napoli 地裁付予審判事 (giudice istruttore) 宛ての最初の報告書を書記に書かせていた頃、ある男からの匿名情報にもとづいて、Morra 家に隣接する “Palazzo De Feo” の 1 階屋上部分にカラビニエーリらが梯子でのぼって捜索したところ、さらに腹部の肉片 2 個が発見される。この追加情報は、翌 3 日朝までには区法務官に報告された。

このようにして初動捜査で発見されたばらばらの肉片は、逐一、農園警備隊員によって市庁舎に運ばれている。死体解剖所見は、それそれが約 48 時間前に生きて生まれてきたひとりの男児の身体の一部である、というものであった。

肉片の発見箇所と周囲の建物の位置関係から、Morra 家と “Palazzo De Feo” の向いに建つ “Palazzo Di Maio” の借家人たちが疑われ、3 日は「世間の声 (voce pubblica)」にしたがってその 2 階の住人たちに対する見当外れの厳しい取調べに当てられたが、医学鑑定が捜査陣の推理を裏切ってしまう。

そこで 4 日は、また別の情報源にもとづいて、“Palazzo Di Maio” の所有者である Giovanni Di Maio の家族を取調べてみたところ、Giovanni 本人、お互いに再婚同士だったその妻 Giuseppa Cerulli、そしてとくに Giuseppa の娘 Silvia Genovese の 3 人の供述が数多くの点で互いに矛盾する結果となった。「Silvia は非常な率直さを証明して見せているかのように思えたが、その態度にはどこか不審なものがなかったので」(vol. I -f.13 : 区法務官の予審判事宛て報告書より)、この 25 歳の独身女性を監察医に検査させたところ、ごく最近出産したことが判明。再度の取調べの末に Silvia はどうとう「1 週間ほど前にひそかに出産した」と自ら認めたのであった。

Silvia の供述は以下のようなものであった：家族に反対されるなか数カ月前まで人目を忍んでつきあっていた長年の恋人 Abramo Napolano との間にできた子どもを、4 月 26 日の深夜ひそかに出産したが、殺害はしていない；誰にも気づかれないように便所に閉じ籠り、壺 (vaso) に跨がって、その中に子どもを産み落としたが、気が付くと赤ん坊は死んでいた；産声も聞かなかつた；多分壺のふちに頭をぶつけたか、出産にともなう血液などの中で窒息したかだろう；その後、数日間その子を自分のベッドの下に隠しておき、やがて悪臭がし始めたので、5 月 1 日の夜に、再びひそかに便所に閉じ籠って台所のナイフで死体をばらばらに切り刻み、窓からあちこちに投げ捨てたり、便所に捨てたりした……(後日の捜査で Silvia の家の便所から残りの部位が発見され、凶器も押収された)。

隣町 Marianella に住む新しい婚約者 Giuseppe Severino との交際が家族公認のもとで始まったばかりでもあり、「名譽の事由 (causa di onore)」による**嬰児殺**の動機は十分であるように思えたが、Silvia は意図的殺害ではないと言い張った。しかし、妊娠や出産を本当に誰にも気付かれなかったのか、Silvia の世評 (=〈名譽〉) はどうだったのか、相手は本当に Abramo なのか、すべて一人で決断してやったことなのか、子どもの死は事故死であるかのように言うがその後の行動と合わせて考えるといかにも「もっともらしくない」……区法務官 Paduano には、きっとこのような数々の疑問が浮かんできたに違いない(後述のように、この判断は農園警備隊員 Raffaele の認識に大きく依存していたように思われる)。はたして翌 5 日からは、連日のように、Marano 監獄に勾留された Silvia に対する度重なる取調べと現場の追加捜索、多数にのぼる関係者の証言録取などの予備審理手続が遂行された。一件書類が区法務官から予審判事に送致されたのは、約 2 ヶ月後のことであるが、なお Silvia の身柄は依然として Marano 監獄に置かれ、今度は予審判事自らによる追加的な取調べが行なわれることになったのである。

### 3 ローカルな公安秩序

ところで予審判事と区法務官の管轄は、どのように分節されていたのだろうか。

当時の現行法である 1865 年刑事訴訟法典 (*codice di procedura penale*) によると、法定刑の下限が 3 年以上の自由刑に当たる罪の予備審理は予審判事の管轄というのが原則である (§ 81①)。したがって、法定刑が 3 ~ 12 年の軽懲役と定められていた嬰児殺罪（詳しくは「構想」論文参照）は、本来なら予審判事の管轄に属する。しかし、自分の管轄でなくとも初動捜査については現場の区法務官が担当できる（但し立件から 15 日以内に地検に報告する）との例外規定 (§ 75) があり、さらに予審判事は、区法務官が初動捜査開始に当たった場合には、15 日以内に、予備審理をそのまま区法務官に委任してしまう (delegare) か自ら引き継ぐ (avocare a sé) かの決定をしなければならない (§ 81②)、とされている。

要するに、どんな犯罪でも、然るべき報告をしたうえで必要な委任さえ与えられれば、初動捜査に当たった区法務官がそのまま予備審理を指揮・遂行し続けることができる仕組みになっていたのである。実際、資料には、区法務官から予審判事への経過報告と折り返しの “delega” と称する返信メモのような紙片が随所で挿入されている。ちなみにこの事件では、前述のように一件書類が区法務官から送致された後に、今度は予審判事みずからが追加的な Silvia の取調べと 9 名にわたる証人尋問をおこなっている。というのは、事件が予審判事に引き継がれた直後に、Marano と Napoli にそれぞれの事務所を構える弁護士 2 名の連署で「子どもが死んだのは偶発的事故かせいぜいでも過失によるもの」という理由による Silvia の保釈申請があり、それに対して Napoli 地裁付き担当検察官から「共犯者の有無など明らかにすべき多くの曖昧な点がまだある」として保釈反対意見と予審完遂の要請があったからである。

このような予審の融通システムは、当時の刑訴法典注釈書によると、「区法務官に危険なフリーハンドを与えることなしに初動捜査をスムーズに進めさせる」という目的で 1865 年刑訴法によって導入されたものであるが、結果的には「何もかも区法務官に任せきり」という実務の傾向を招いたという (G.Borsani e L.Casorati, commentato da, *Codice di procedura penale italiano*, libro I -vol.II, Milano, 1876, pp.187-195)。言い換えれば、公判中心主義・口頭主義という due process 原理を標榜する統一「自由主義」国家の刑事手続システムは、実際には防御権保障が充分でない予審段階の糾闘的手段に大きく比重が傾いていただけではなく、さらにその予審手続じたいが公安秩序のローカル・コンテクストにおいて見えざる屈折を強いられていたのである。いやむしろ、このようなローカルな公安秩序の潜在的な重力こそが刑事手続全体を予審段階のほうへ否応なく屈曲させていたというべきかもしれない。例えば Silvia の法過程からは、このように二重に捩じれた法空間がくっきりと立ち現れてくるのだ。

この点に関わって極めて興味深いのは、本件初動捜査の記録にしばしば登場する *guardia campestre* (本稿では「農園警備隊員」と訳している) という職種である。住民からの最初の通報を受けた Gaetano Maselli (vol. II-f.1) や、Palazzo De Feo の屋上をカラビニエーリたちとともに捜索した Raffaele Campanile などがそう呼ばれているし、当局への伝令役や運搬係など雑用も果たしている。また、Raffaele の供述 (vol. II-f.4) を読むと、Palazzo De Feo の屋上の捜索や、Silvia らの取調べは、そもそも近隣住民の誰かが Raffaele へともたらした密告にもとづいていたことが分かる。Raffaele は、そのほかにも Silvia の異性関係などに関する「世間の声 (voce pubblica)」（「昼間はたいへん慎み深いが、夜は家族に隠れて多数の愛人と関係を持っていた」「単独の犯行とは到底思えない」云々）を伝える。しかし、他方ではその他の住民と同様に証人供述をしているから、公式機関ではなかったようにもみえる。

この *guardia campestre* とはいいったい何だったのだろうか？

実は 1865 年刑訴法典の第 1 卷「予備審理」第 2 章「司法警察とその遂行職員」の第 1 節 (§§ 58-61) は “Delle guardie campestri e degli agenti di pubblica sicurezza” と題されていた。すなわち § 58① 司法警察職員とみなされる *guardia campestre* は、管轄区域について、農園財産 (proprietà rurale) に損害をもたらす犯罪・違警罪の搜索と受理の任を負うと規定されているのである。“squadra delle guardie campestri” (すなわち「農園警備隊」) の名のもとに区法務官に提出された公式調書も、1 枚だけだが、存在する (vol. I-f.47)。してみると、Gaetano や Raffaele は、やはり公的な司法警察職員だったのである。

前掲刑訴法典注釈書は“法典 § 58 以下にいう *guardia campestre* とは、主として農園地帯の公安上の特殊性に対応するための機関であるが、公益のためにコムーネから農園地域全体の公安を委託された (delegato) ものだけではなく、私益のために私人から限定された農地の監視だけを委託された私的ガードマン (guardia) も含む”と説明する (G.Borsani e L.Casorati, *op. cit.*, pp.87-89)。確かに 1865 年の公安警察法 (Legge della sicurezza pubblica) には、“私人は自らの土地の警備を特殊なガードマンに委任 (deputare) できる。これらのガードマンは県令によって承認され (approvato)、就任には宣誓 (giuramento) を要する”という規定が見出される (§ 7)。農園警備隊には、制服の支給や武装までもある程度までは許されていたようだ (ただし、1865 年刑訴法典 § 57・§ 60 は、武力に直接訴える権限を農園警備隊には与えておらず、必要があれば市長に武力の応援を要請できる、としている)。

のちの 1913 年新刑事訴訟法典においては、農園警備隊員は司法警察の代行機関 (agenti di polizia giudiziaria) と位置づけられようになる (同法典 § 164)。この規定については、“私たちのための業務をおこなう組織を司法警察の一部とすることには疑問の声もあるが、*guardia campestre* は公安警察の補助的地位 (qualità) を有している。すなわち、公的な性格を有する団体によって組織されたガードマンと類似であり、県令によって認められていれば公的職務を有するとみなせる”、という当時の司法大臣の趣旨説明がある (M.Battista e N.D'Orazi, *Nuovo codice di procedura penale e norme di attuazione*, annotati con gli atti parlamentari e le relazioni ministeriali, Roma, 1913, p.244)。

以上を要するに、*guardia campestre* とは、コムーネまたは私人によって農園地帯全般ないし特定の農地 (例えは葡萄畠) の警備を委託されたガードマンであると同時に、司法警察職員の最末端として公権力の指揮する犯罪捜査にも参画するような、したがって公法的な面も私法的な面も合わせ持つ、また考えようによつては極めて危険な、そういう存在だったのである。ローカルな公安秩序の一角を構成するこの「制度」は、おそらく中世以来の領主自治の伝統に由来し (cfr. A.Gilardoni, “Guardia comunale”, in *Il digesto italiano*, vol.XII, UTET, 1903, pp.1021-1023)、また土地所有制や小作農支配といった社会経済システムとも抜き差しならない関係にあったに違いない。ちなみに Silvia の義父 Giovanni Di Maio の職業が「徵税代行業 (agente daziario)」であるという、カラビニエーリたちの報告書 (vol. I-ff.6-7) に見える記事も、この文脈において大いに示唆的である。

イタリア民衆の生活世界と統一国家権力は画然と対峙していたのではない。治安維持や徵税のような領域にすら、例えは農園地帯では、公権力支配と自律領域との接面に毛細血管のように広がる、このような意味ですぐれて両義的なバッファーゾーンがあつたのである。この地区の住民たち（とくに男たち）の実践知においては、何らかの「異変」を通報する相手は、まずは同郷人の農園警備隊員だった。嬰児殺罪のように自らの「名譽」（世間の評判）を守るためという動機を不可欠の要素とする犯罪類型の捜査にあっては、なおさら農園警備隊のような存在は、単なる下回りとしてだけではなく、とくに local knowledge に

近しい情報源としても重要な役割を担うことになったのであろう。実際、区法務官 Paduano の初動捜査は、Raffaele ら農園警備隊員の働きと認識に大きく左右されていたことが資料から推察できる。

問題は、しかしながら、その「認識」が Silvia 本人の供述と決定的に矛盾していることだった。

#### 4 女たちの声／男たちの声

かかる事情を背景として、本件では、夥しい数の関係者・近隣地域住民等からの事情聴取がなされることになった。

Silvia の義父、恋人、新しい婚約者という直接利害関係者はさておき、そのほかの男の証人たちはといえば、前述の農園警備隊員 2 名（いずれも Chiaiano 出身）、Silvia たちの家の住み込み使用人で「重要参考人」となった Rosa Angelini の息子（母子ともに Napoli 県の北縁に位置する S.Antimo 出身で、母親 Rosa の通称は “la Montese”）、御者（Chiaiano 出身）、教区司祭（Napoli 出身）、教師（Abruzzo 地方出身）、実業家（Napoli 出身）、の計 7 名である。「母親 Rosa の供述に同じ」という一言だけの供述しか記録されていない 25 歳の Giuseppe Femiano を別にすれば、あとの 6 名は全員 40 代から 50 代の、相応の職業を持っている中年男性であり、Silvia の直近に住んでいたと思われる者は誰もいない。ちなみに農園警備隊員 2 名を除く 4 名の供述は、すべて、予審判事が事件を引き継いだあとに録取されたものである（なお調書の内容を確認する自署サインを欠く非識字者は御者のみ）。

他方、女の証人たちは、Silvia の母と妹を別にすると、残りの 12 名は 10 代から 60 代までと年齢層は多岐にわたり、大半が家事あるいは家計補助的労働（洗濯や自営業手伝いなど）に従事している。うち 3 人だけが、かろうじて自署サインを残している。そして普段は Chiaiano の外で暮らしているというある娘と、Arco di Polvica 通りと交わる街路が大通りに突き当たる T 字路の角でカフェを営む一家の主婦を除いて、残りの全員が Silvia たちと同じ建物か隣接地に住んでいた女たちだった（ちなみにその中の 4 人は Silvia の母親と同じ姓を持つが親族関係は不明）。そして事件引き継ぎ後の予審判事が、検察官の要請に直接応える形で自ら尋問にのぞんだ 5 人の女のうち、前年のクリスマスの晩に Silvia と Abramo と某未亡人の 3 人が馬車で一緒に Napoli から戻ってくるのを目撃したという T 字路のカフェの女 1 人を除く 4 人は、すでに区法務官によって一度は供述させられていた証人だったのである。

以上のことから、区法務官は、直接当事者と農園警備隊員のほかには、Silvia のすぐ間近で日常生活を営む女たちから集中的に供述を取り（近所の男たちはほとんど無視）、他方予審判事はそういった女たち数人を検察官の要請に応えて重複的に尋問したほかには、むしろより広い社会的諸関係において Silvia と何らかの接点をもつ男たちからもっぱら話を聞いていることがわかる。換言すれば、隣町 Marano の区法務官の捜査は Silvia という若い娘の家庭生活近辺にフォーカスを絞り込んでいるのに対して、Napoli の予審判事の情報収集の範囲は中産階級に属する独身女性の社会的行動までを広く視野に入れる恰好になっているわけである。

それでは、これら女たちの声と男たちの声は、どのように違っていたのであろうか？

女たちの証言は、事件当日の細かい経緯やその前後の Silvia の言動を具体的に伝えるものが多い。Silvia と Abramo の長年の関係、Abramo が貧しい小作農（colono）であることから家族は二人の結婚に反対していた、などの事情は全員が熟知しており、何人かの証言では、使われている単語まで完全に一致して、Silvia がどれほど Abramo を「熱愛」していたかが強調されている。新しい婚約者 Giuseppe Severino が現れたことにもほぼ全員が言及しているが、彼が Marianella 在住だったせいもあってか、詳しい事情を把



図 2 現在の Napoli 近郊

握している者は少ない。いずれにせよ、Silvia が付き合っていた他の男の影は現れない。

問題は、この女たちのなかで Silvia の妊娠に勘付いていたと明言したのは、Giugliano (Chiaiano より北に位置するコムーネ) 出身の Giuseppa Paragliola (46 歳) だけだったということである。いわく、

「4月の最後から2番目の日曜日に、ミサに出かけようとしている Silvia を見かけたが、ものすごくお腹が大きいのに気がついたので、『こりゃたまげたねえ』と言ったら、Silvia が答えていうには『マカロニを食べ過ぎた』と。少し締めつけなきゃねえ、と言ったんだけど、どうも怪しいと思って『この中に何もなければ、だけどね』と付け加えたところ、彼女は真っ赤になって曖昧な笑みを浮かべながらいつてしまった」(vol. II-ff. 5-6)

ところが Silvia と同じ部屋で寝起きしていた妹 (la sorella consanguina) Giulia Di Maio や住み込みの使用人で Silvia と極めて親しかったはずの Rosa la Montese すら Silvia の妊娠に全く気が付いていなかったと述べているのである。(もちろん真偽は不明である。以下同様) 近頃 Silvia が太ってきたのはきっと母親の体型に似てきたのねと言い合っていた、とその他のほとんどの女たちも口を揃えて供述しており、さらに Silvia は “onesta” (=honest) な娘とみなされていた、とわざわざ確認する証言も複数ある。したがって、Silvia が逮捕されたと聞いたときは、ほとんどの女たちは「とんでもなく驚いた (meravigliata immensamente)」というのである。

さらに単独犯だったかどうかという点についてもまた、ただ一人 Paragliola のみが「ひとりでは無理に決まる、多分 Rosa が共犯だ、誰それさんも同じ意見だ」などと主張しているが、これに積極的に同調する証人は実際には見当たらず、逆に「Rosa は絶対に共犯じゃないと思う。妊娠のことすら気が付いていなかったのではないかしら？」などと示唆している (この某未亡人は、T 字路のカフェの主婦も目撃しているのが、なぜか取調べを受けていないので詳しい素性は謎である)。しかし「ともかく Silvia のような若い娘がひとりで初出産をしたということが、妻帯者としては信じ難いのです」と付け加えているところをみると、あまり確信はなかったようである。

Giuseppa Paragliola は、確かに情報通 (“comare” !) だったようで、計3回も尋問されているが、結果的には他の証言との食い違いも多く、予審判事がおこなった最後の尋問ではいささか自信なさげな様子を見せている (ちなみに彼女は調書に自署サインを残している数少ない女性証人の一人であるが、実際に自分の名前なのにどの尋問調書の自署サインもたどりと不正確な綴りばかりである)。

Giuseppa Rinaldi は、Silvia の母に頼まれて Abramo と別れるように Silvia を説得したり自分の息子を結婚相手に勧めたりしたがすべて無駄に終わった、Silvia はどこまでも Abramo が忘れられず Severino との交際も見かけだけだった、などと証言している。

深い事情に通じている様子を見せ、単語の選び方からしてすでにほかの女たちはひと味違う積極的な発言をしているこの2人の Giuseppa がともに Giugliano 出身で、S.Antimo 出身の Rosa は特別の綽名で呼ばれていたこと、それ以外の女たちが全員 Chiaiano 出身だったというのは単なる偶然なのだろうか？少なくとも、多数を占める Chiaiano 出身の女たちの声が、その細部にわたる具体性にもかかわらず、自発的協調行動を取っているかのように結局どれもこれも似通った内容に収斂し、非協力的とは言わないまでも没個性的であり、犯行そのものについての何か有力な手掛かりは積極的にはほとんど何も与えようとしない (reticenza !) かのように見えることは確かである。

これに対して男たちの証言は、どうであろうか。予審判事が召喚した4人の男たちについて見てみよう。

まず、Silvia の異性関係については、女たちは対照的に、男たちはほとんど言及していない。その妊娠に気がついていたと明言している者がいない点は女たちの多くと同じであるが、「事件の8日前に Silvia が自分の家に訪ねてきたときにも、私の家の者は誰も彼女の妊娠に気がつかなかったほどだ」(教区司祭、vol. II-f. 26) というような間接的な言い方をする点は、女たちの証言に共通するストレートなアリズムとは微妙にニュアンスが異なる。

共犯者の存在についても、自分自身の判断というより「世間に言われているところによれば」というような意味の言い回し (御者: voce pubblica、教区司祭: voci del paese、実業家: in paese si dice) でもって、それぞれ否定的に答えている (この手のレトリックも女たちの証言にはあまり見かけない)。例外は、かつて Silvia の家に下宿していたことがあり、その後も Silvia が通っていたという、Abruzzo 地方出身の教師 Giacomo De Florentj (46 歳) である (vol. II-f. 27)。Giacomo は、共犯者の有無について、Rosa は「貧しい女でそれほど賢さを持っているとは思えない」とその可能性を排除し、「単なる個人的憶測だが」と断わったうえで、Silvia と仲が良かったのに事件発覚直後に Chiaiano から Napoli に転居してしまった某未亡人が怪しいと示唆している (この某未亡人は、T 字路のカフェの主婦も目撲しているのが、なぜか取調べを受けていないので詳しい素性は謎である)。しかし「ともかく Silvia のような若い娘がひとりで初出産をしたということが、妻帯者としては信じ難いのです」と付け加えているところをみると、あまり確信はなかったようである。

要するに、男たちの声はやや遠くから発せられており、それだけより匿名的である。

このように Marano の区法務官と Napoli の予審判事とが構築したファイル vol. II は、それぞれ Silvia の日常に密着して確かに具体的だが結局のところ有力な決め手には欠ける女たちの証言の集積と、「世間の声 (voce pubblica)」を一般的に代弁する男たちの証言の集積を合体したものであり、総括的には Silvia 自身の供述を直接間接に補強する結果となっている。外部から Chiaiano に移り住んできた何人かの男女の証人だけが風穴を穿つ供述を残していることは極めて興味深いが、それが捜査の進展に貢献することは結局なかった。

そして、公判廷には、取り立てて特徴的な証言をしているとは思えない Chiaiano 出身の女たちのうち3人と、予審段階における最後の証人であり、「(出身地の) Napoli で商売をしているので Chiaiano にはあまり来ないのだが」と前置きして「われわれ全員が Silvia に大いなる敬意 (un grande rispetto) を払っていた」(vol. II-f. 28) と述べるにとどまっている、おそらくは Silvia と最も関係の薄かった実業家の Pasquale Scafa (44 歳) の、計4人が弁護側証人として召喚されることになる。

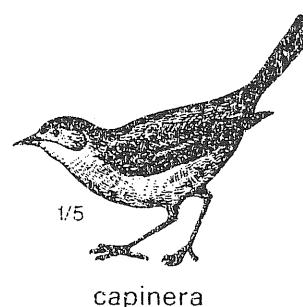


図3 ズグロムシクイ

出典: Il nuovo Zingarelli minore: vocabolario della lingua italiana di N.Zingarelli, 11<sup>a</sup> edizione minore, Zanichelli, 1987, p.74

## 5 「ズグロムシクイ」のイメージと現実

今や、Silvia 本人に直接アプローチする段にわれわれは辿り着いた。彼女はいったいどんな人だったのだろうか？ それとも、このような問いは現代の歴史学においてはナイーヴすぎるだろうか？ ここでは、あえて無謀な挑戦を試みてみよう。

Silvia が逮捕された直後に、Napoli 発行の地方紙 “Il Pungolo parlamentare” はかなり長文の記事を掲載している（1900年5月6-7日付け「Chiaiano のおぞましい犯罪—新生児バラバラ死体事件」：Napoli 市内 Tucci 定期刊行物資料館所蔵）。

その報道によると、Silvia は、幼い頃に死亡した実父 Giuseppe Genovese から、Chiaiano や Napoli の不動産など相当の財産を相続したらしい。「父親がないため、母親 Giuseppa Cerulli にすっかり甘やかされて我が放題に育ち」、その活発な性格と豊かな黒髪から、“Arco Polvica のズグロムシクイ (capinera)” と呼ばれ、母親が再婚した資産家の Giovanni Di Maio にも可愛がられたという。記事は Silvia の遊び好きな性格とその「適度な範囲を超えた」異性関係の多さを強く暗示したうえで、「とうとう誠実で真面目な新しい婚約者との結婚に平和と平穏を見つけられそうだと願っていた若い女性のすべての夢は、自分が妊娠していると気がついたその瞬間に粉碎された」と続け、そしてついに出産、その直後に誰にも気がつかれないように新生児を窒息死させたのだ、と記している。

しかし、計7回にもわたる尋問記録を見る限りでは、全くの無関係を装った最初の1回を除き、Silvia は終始一貫して以下のようなことを主張し続けている。すなわち、自分が付き合っていた相手はもっぱら Abramo だけであること；すでに一度 Abramo との間の子どもを堕胎したことがありそのときは誰にも気がつかれずに済んだこと（この件は証拠不十分で最終的な起訴理由から外されている）；2度めの妊娠を告げたときに言争いになり「お前の家族が反対しているから」という理由で Abramo が最終的に離れてしまったこと；家族公認のもとで結婚を前提とした交際を Giuseppe Severino と始めたときには何とか妊娠のことを気づかれまいと願っていたこと；そして自分は決して子どもを殺害はしていないこと（気がついたら死んでいた）、等である。

いったいどこまでが Silvia の真実なのであろうか？

ひとつの有力な手掛かりは、この事件でもまた区法務官の面前でおこなわれることになった、Silvia と Abramo との間での直接対決、すなわち「対質 (confronto)」の速記録である（vol. I -ff.35-37；この証拠方法については「Vesuvio」論文を参照）。このやり取りを読むと、まず Silvia は Abramo に対してどのように自分と性関係を持っていたかということや、子どもをどうするかで激しく口論したこと、そして Abramo が「知らねえよ、殺してバラバラにするなり切り刻むなり好きにしろよ、そうなっても俺はお前とは何の関係もなかったってシラを切るぜ」と言い捨てたことなどを認めさせようと迫っている。Abramo は何もかも否定し、他の男たちとの関係をあげつらっている。Silvia はいちいち具体的な反証を挙げ、むしろ Abramo と自分との関係の転変を細かく語り出す。Abramo は「頭がおかしいんじゃねえのか」とか「俺に濡れ衣を着せるな」とか激昂してくるが、Silvia はさらに追い討ちをかけて Severino との結婚話が持ち上がったときの Abramo の反応（「都合がいい話じゃねえか」云々）まで再現してみせる。最後に Abramo は「何もかもお前のでっちあげだ」と一言返したのみで対決は終わる。

さらにこの調書の最後には、Silvia と Abramo の自署サインに続けて、さらに以下のような区法務官のメモ書きが付け加えられている（cfr. 1865年刑訴法典§ 245②）：“対質の間、Silvia の態度 (contegno) は率直で決然たるもの (franco e risoluto) だったが、Abramo は終始興奮状態で何度も Silvia を罵倒し、

2度もその顔に唾を吐くようなことまでしたので、たえず落ち着かせる必要があった”

確かに裁判資料 fonti giudiziarie はナマの史料 fonti storiche とは言えない。捜査機関が刑事手続のために一方的に作成し、すべて記録は特定の書記官がペンを走らせたものである（判読するには好都合ではあるが）。それは、例えは人類学者のエスノグラフィーとは異なり、司法という垂直的磁場のバイアスをどうしても避けることができない史料である（D.Rizzo, L'impossibile privato: fama e pubblico scandalo in età liberale, in *Quaderni storici*, n.112, 2003, pp.226-227）。しかしそれでも、声なき者たちの言動が、何らかのレンズを通してではあるが、そこに映し出されていることには相違なく、見方によっては驚くほど豊かな情報が秘められているとも言えるのだ。そして、とくに「対質」の速記録は、言ってみれば「取調書」とエスノグラフィーが半ば交錯するような性質を持つ、極めてユニークな文書資料 fonti archivistiche だと言えるだろう。そもそも「ナマの史料」とか純粋に客観的なエスノグラフィーは観念上のものでしかないのだから、むしろここでの問題は訴訟資料 fonti processuali における主觀や作為の相互作用じたいをどのように分析対象とするか、である。

Silvia が本当はどういう人だったのかはもちろんわれわれには分からぬ。厳格な規律コードに身体を調教された「善人」でも、推理小説風に抜け目のない戦略家でもなかつことは明らかである。しかし同時に、何の考えもなく場当たり的な衝動に身を委ねるような、いたって頼りない存在ではなかつこともまた確かであろう（それはむしろ Abramo のほうである）。区法務官が Abramo と向き合う Silvia の実存に見て取ったのは、自分の運命に絶望し、かくも濃密に錯綜する人的ネットワークという場を孤独に迷走しながらも、その逆境の中で自分なりの実践的判断を貫き通そうとする毅然とした身体だったのではないか。あるいは、事件全体のプロセスじたいが、Silvia を一個の強靭な法主体に鍛え上げていったという見方もできるだろう（cfr. D.Rizzo, *Gli spazi della morale: buon costume e ordine delle famiglie in Italia in età liberale*, biblink, 2004, p.18）。その矜持の前では、〈名誉の事由〉という紋切り型パラダイムが今や色褪せて見えてくるのである。

けだし、法過程 processo とは、確固不動たる法機関が、はじめから独立変数として「自己決定」する法主体を対象に、肅然と進行させる機械仕掛けの手続などではない。それは、制度と身体の共変数的な相互作用が描く、本質的に非決定な軌跡にはかならないのである。

## 6 「名誉の事由」の陥穽、あるいは法主体の代償

予審では Abramo の共犯も疑われていたようであるが、結局証拠不十分で Abramo は不起訴となり、Silvia だけが重罪院 (corte d'assise) に起訴されることになる。1900年12月27日付け Napoli 控訴院訴追部による起訴状は、さまざまなニュアンスに富む以上のすべての事実関係を、「名誉の事由による嬰児殺」という定型的パターンに強引に当て嵌めようとしている。

“……Silvia はとうとうその死体の切れ端が Abramo との不法な関係 (relazioni illecite) によって彼女が産んだ嬰児のものだと告白するに至った。さらに、自分の不名誉 (disonore) が明るみにでることを恐れて、その嬰児をマットレスの下に隠し、台所用のナイフをもってその屍体を独りでバラバラに切り刻み、窓から道に投げ捨てたり便所に捨てたりした、と供述した。……司法解剖によると、嬰児は生きて生まれかつ生命力があった (nacque vivo e vitale) はずであり、またその死は出生直後であるとの所見が得られている。……以上の理由から、農婦 (contadino, sic) Genovese Silvia を、自らの名誉を守る (salvare l'onore proprio) ために、Chiaiano において、1900年4月26日から5月2日までのどこ

かの時点で、殺害する目的で、まだ市民的身分登録簿に記載されておらず、生後5日以内の、自分の産んだ嬰児の死を引き起こした、という罪で訴追する”(vol.III-ff.1-3)

しかしそく考えてみると、この論法には重大な落とし穴がある。確かな事実は「妊娠／その秘匿／ひそかな出産／出産直後の嬰児死亡／死体の隠蔽・切断・投棄」だけであって、肝腎の出産直後の意図的殺害行為そのものについては決定的な証拠も供述もない。なお「屍体凌辱罪」(刑法典§144：重懲役6ヶ月～30ヶ月)との競合関係如何という罪数論は、なぜか本件資料には見当たらない。いずれにしても状況証拠と動機は十分というわけであろうが、起訴理由の核心部分は実は立証できていないのである。

実際、弁護人たちが、前述の4人のおそらくは情状証人のほかに、もうひとり、鑑定人(perito)として、「本当に嬰児殺だったのかどうか、それが故殺だったとみなせるかどうか、についての意見を述べるために」、「Napoli市内在住Vincenzo Gianturco教授」なる人物を公判廷へ召喚申請している(vol.III-f.18)のは、十分理由のあることだったにちがいない。

かかる弁護活動が効を奏したのか、はたして1901年8月12日から13日にかけておこなわれた公判の結果、主として法律家や医者やエンジニアなどから構成されていた12名の陪審団は、多数決によって、“故殺=嬰児殺ではなく、過失致死で有罪、かつ減輕情状あり”という票決を下したのであった（当時の陪審制度について詳しくは「Maria Rosa」論文参照）。有罪には違いないが、故意は否定された。内容的にはSilviaの強い主張が最後に通った恰好である。

ところで過失致死罪(omicidio colposo)とは、“軽率(imprudenza) や不注意(negligenza)、または職業的未熟さなどのために、誰か人の死を引き起こした場合は、軽懲役3ヶ月～5年および罰金100～3,000リラに処す”(刑法典§371)というものである。嬰児殺罪の「軽懲役3年～12年」に比べれば当然軽い。ところが、裁判官は量刑の初期設定を「軽懲役5年+罰金1,000リラ」という上限ぎりぎりいっぱいから出発させた。そのうえで、減輕情状の1/6を差し引き(同§59による)、さらに1900年11月11日の恩赦令の適用により1年減刑となった(この恩赦令についても「Maria Rosa」論文参照)。すなわち軽懲役3年2ヶ月と罰金830リラが最終的な量刑となり、上訴がなくこれで確定している。Silviaの場合、未決勾留期間は約1年3ヶ月だったため、罰金830リラを支払った上、判決言渡し後、なお約2年弱服役することになったと思われる。嬰児殺罪で有罪となったにもかかわらず、軽懲役1年半という判決確定とほとんど同時に解放された「Maria Rosa」のケースよりも、皮肉なことに、かえってずっと重い刑罰を受けることになったのだ。

ちなみに、時代は下るが1925年にも、嬰児殺で起訴されながら公判廷での検察官による最終的な論告求刑が過失致死となり、その結果陪審団が“過失致死+減輕情状あり”という票決を下している事例がある(processi penali 1925, fascio 5 - fascicolo 187)。しかし、この事件では、裁判所は初期量定を10ヶ月+200リラと低く設定しており、1/6減刑で8ヶ月10日+166リラという結果になっている(未決勾留期間は9ヶ月以上だったので罰金だけ払って被告人は身柄を解放された)。

Silviaの事件では、なぜ裁判所の量刑がこれほど厳しかったのだろうか？

ここで逆説的なヒントを与えてくれるのが、統一刑法典制定直後に書かれた、自由意思主義の立場からの§371に対する批判的コメントである：“新刑法典の§371は、過失犯なのに、統一前諸刑法典に比べても刑罰が重すぎる。その理由は分からないが、然レドモコノ法ヲ我ラ使ウベシ(sed hoc jure utimur)”(E.Pessina, *Il nuovo codice penale italiano*, seconda ed., Hoepli, 1890, pp.358-359)

確かに§371の法定刑には、統一刑法典の刑事政策的側面が色濃く反映しているのかもしれない。しかし、

いたん法典がそのように制定され、個々の過失犯一すなわち“注意義務違反の罪”についての刑罰を裁判官が実際に量定する際には、結果の重大さ如何だけではなく、被告人個々人の注意集中能力の程度をも考慮に入れざるをえなかったのではないだろうか。そうだとすれば、Silviaの強い意志こそが、かえってその「軽率」または「不注意」だったことの責任の度合いをそれだけ重くした、とも考えられる。

それは、「2重に捩じれた法空間」を突き抜けるようにして形成された法主体が、〈名誉〉の法文化という重力圏から脱出するのと引き換えに、自己に対して払わざるをえない代償だったよう私には思われる。

Ringrazio gli archivisti napoletani ancora una volta, ma questa volta anche il prof.Domenico Rizzo, al dialogo con cui mi sono ispirato immensamente.

本稿は、平成16年度科学研究費補助金「基盤研究(C)(2)：イタリアにおける多元的法空間の究明—刑事裁判史料の法社会史的解読—」の交付を受けた研究による成果の一部である。